

小田原市雇用対策協定

小田原市（以下「甲」という。）と厚生労働省神奈川労働局（以下「乙」という。）は、甲の地域（以下「地域」という。）における若年者、新規学校卒業者、生活保護受給者、生活困窮者、障がい者、女性及び高齢者等（以下「若年者等」という。）に対する雇用施策を連携して効果的に推進するため、以下のとおり「小田原市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 この協定は、若年者等への雇用支援と地域企業の人材確保の促進に資する観点から、甲と乙との緊密な相互連携と協働により、地域における雇用施策の着実な推進に両者が連携して取り組むことを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、甲及び乙は、この協定に係る施策の実施に関し相互に要請することができ、当該要請について誠実に対応するものとする。

（取組内容）

- 第2条 甲及び乙は、次に掲げる事業等を連携して積極的に展開するものとする。
- (1) 支援を必要とする市民の就労支援に関する事業
 - (2) 地域の産業を担う人材の確保及び育成に関する事業
 - (3) 若年者のキャリア教育に関する事業
 - (4) 雇用関係情報の共有
 - (5) その他地域における雇用対策の推進に必要なこと
- 2 甲及び乙は、前項の取組を具体的に示す事業計画を毎年度策定し、効果的かつ効率的な雇用対策を行うものとする。

（運営協議会）

- 第3条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の円滑な運営に資するため、運営協議会を設置する。
- 2 運営協議会に係る詳細は、別に定めることとする。

（秘密保持）

- 第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、甲及び乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

- 第5条 この協定若しくは事業計画（第2条第2項に定める事業計画をいう。以下この項において同じ。）に定めのない事項が生じた場合、この協定若しくは事業計画に定める事項に関する疑義等について明らかにする必要がある場合又はこの協定の内容若しくは事業計画の内容を変更する必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

- 1 この協定は、締結する日から実施する。
- 2 この協定の有効期間は、平成29年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも協定終了の申し入れがないときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。
- 3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

(協定締結当事者)

平成28年3月14日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長 加藤 憲一

乙 横浜市中区北仲通5-57
神奈川労働局長 若生 正之